

学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針

令和6年2月16日

統合イノベーション戦略推進会議決定

科学技術は、社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力であり、同時に、感染症や自然災害等の脅威について国民の安全・安心を確保するものであり、国家の生命線となっている。学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究の進展や社会実装につながり、科学技術の研究成果は国民に広く還元されている。しかしながら、その流通はグローバルな学術出版社等（以下「学術プラットフォーム」という。）の市場支配の下に置かれ、購読料や学術論文のオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）の高騰が進んでいる。この高騰は学術雑誌の購読や学術論文の出版という学術研究の根幹に係る大学、研究者等の費用負担を増大させ、研究コミュニティの自律性を損なうなどの悪影響をもたらす可能性がある。また、研究評価における定量的指標への過度な依存を見直し、オープンサイエンス推進のための現状と課題を把握・分析しつつ、新たな評価及びインセンティブ付与のためのシステムの確立と移行を目指す必要がある。これらの科学技術・イノベーションに関する成果の流通の重要性に鑑み、我が国では、米国やEUでの動向も踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員等において検討を行ってきた。

令和5年5月のG7広島サミット及びG7仙台科学技術大臣会合を踏まえ、「統合イノベーション戦略2023」（令和5年6月9日閣議決定）において「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する」こととしている。これを受け、総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員は、「公的資金による学術論文等のオープンアクセスの実現に向けた基本的な考え方」（令和5年10月30日）（以下、「基本的な考え方」という。）を取りまとめ、学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針に盛り込むべき事項について整理を行った。

基本的な考え方では、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスを実現するための理念として、

- ・ 第1に、公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元するとともに、その共有・公開を通じて自由な利活用を図り、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献すること。
- ・ 第2に、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）における利用可能な雑誌数や論文発表数を減らすことなく、かつ、研究活動に負の影響を与えないこと、我が国全体での購読料及びオープンアクセス掲載公開料（APC: Article Processing Charge）を含む経済的負担を適正化すること。
- ・ 第3に、我が国の研究力を踏まえた世界に対する研究成果の発信力の向上を図ること。

を盛り込むべきである、としている。

「学術論文等の即時オープンアクセス実現に向けた基本方針」（以下「本方針」という。）は、これらの理念を尊重し、下記のとおり定める。

記

(1) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

- ・ 公的資金¹のうち 2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者（法人を含む）に対し、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載を義務づける²。
- ・ 即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費制度は、学術論文を主たる成果とするものとし、関係府省が定める。
- ・ 即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。

(2) グローバルな学術出版社等（学術プラットフォーム）との交渉

- ・ 誰もが自由に学術論文及び根拠データを利活用できる権利の確保等の観点から、学術プラットフォームに対する大学を主体とする集団交渉の体制構築を支援し、交渉の取組を通じて研究コミュニティの経済的負担の適正化を図る。

(3) 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載

- ・ 学術論文及び根拠データの機関リポジトリ等の情報基盤への掲載³を通じて、誰もが自由に利活用可能となることを目指す。
- ・ 機関リポジトリ等の情報基盤とは、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）において「研究データの管理・利活用のための我が国の中核的なプラットフォーム」として位置付けた研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとする。

(4) 研究成果発信のためのプラットフォームの整備・充実

- ・ 研究成果を誰もが自由に利活用可能とするための発信手段として、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）、その他のプレプリント、学術論文等の研究成果を管理・利活用をするためのプラットフォームの整備・充実に対する支援を行う。

¹ 「公的資金」とは、国又は資金配分機関から大学、研究開発法人等に対して交付、補助又は委託する全ての経費を対象とする。公的資金は、公募型の研究資金とその他の経費（機関に対する基盤的な経費である運営費交付金等）からなる。（「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定））

² 当該義務づけに係る措置が実施困難な場合も含め具体的方策については、関係府省間で検討する。

³ 機関リポジトリ等の情報基盤への掲載は、学術論文及び根拠データの識別子も可とする。

(5) 国際連携

- ・ FAIR 原則（Findable（見つけられる）、Accessible（アクセスできる）、Interoperable（相互運用できる）、Reusable（再利用できる））に沿ったオープンサイエンスの推進のため、学術論文及び根拠データの即時オープンアクセスに関する国際連携を進める。特に、G7 等の価値観を共有する国・地域・国際機関等との連携を図る。

(6) 実施体制その他の事項

- ・ 本方針で定めるほか、公的資金による研究データの管理・利活用に関しては、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）によるものとする。
- ・ 資金配分機関、大学等及びその他即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費を受給する者の所属する機関が即時オープンアクセスの実施状況を把握するためのシステム間の連携について、関係府省間で検討を行う。
- ・ オープンアクセスは研究成果の発信力の向上等のために行うものであることを認識し、既存の研究費や採択件数を圧迫しないよう留意して施策を進める。
- ・ 本方針を踏まえた学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向け連携して取り組むとともに、関係府省間の検討の場を設け、関係施策実施にあたっての具体的方策を定める。
- ・ 国内外のオープンアクセスに関する政策動向、市場動向等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直す。

以上